

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 給料表の改定

給料表の改定を行うこととした。（別表第1～別表第5関係）

2 諸手当の改定

(1) 医師等に係る初任給調整手当の支給限度額を月額413,800円から414,300円に、月額50,600円から50,700円にそれぞれ引き上げることとした。（第26条の2関係）

(2) 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第39条関係）

ア 再任用職員以外の職員においては、100分の87.5（平成29年12月にあつては100分の90、特定幹部職員にあつては100分の107.5（平成29年12月にあつては、100分の110））に引き上げること。

イ 再任用職員においては、100分の42.5（平成29年12月にあつては100分の45、特定幹部職員にあつては100分の52.5（平成29年12月にあつては、100分の55））に引き上げること。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2(2)（平成29年12月に係る部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 1による改正後の給料月額及び2(1)による改正後の初任給調整手当は平成29年4月1日から、2(2)による改正後の勤勉手当（同年12月に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項、第4項関係）

(4) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。（附則第5項関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 給料表の改定

給料表の改定を行うこととした。（別表第1～別表第3関係）

2 勤勉手当の改定

市町村立学校職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第30条関係）

(1) 再任用職員以外の職員においては、100分の87.5（平成29年12月にあつては、100分の90）に引き上げること。

(2) 再任用職員においては、100分の42.5（平成29年12月にあつては、100分の45）に引き上げること。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2（平成29年12月に係る部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 1による改正後の給料月額は平成29年4月1日から、2による改正後の勤勉手当（同年12月に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項、第4項関係）

(4) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。（附則第5項関係）

◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員がその養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合について定めることとした。（第2条の4関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第2条、第2条の3、第2条の5、第3条、第4条、第11条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 任期付研究員の給料月額を引き上げることとした。（第5条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、1による改正後の給料月額は、平成29年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第49号)

1 特定任期付職員の給料月額を引き上げることとした。(第7条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第50号)

1 外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正に伴い、地域限定通訳案内士試験手数料を廃止することとした。(別表第5関係)

2 外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律及び通訳案内士法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第5関係)

3 施行期日

この条例は、平成30年1月4日から施行することとした。(附則関係)

◎企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第51号)

1 県税の課税免除の適用対象となる者を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定により定められた承認地域経済牽引事業のための施設を同法に基づく基本計画の対象となる区域内に設置した承認地域経済牽引事業者に改める等所要の改正をすることとした。(題名、第1条、第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎国民健康保険法施行条例(条例第52号)

1 国民健康保険法の実施に関し必要な事項を定めるといふこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)

2 岩手県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置することとした。(第2条関係)

3 協議会の委員の定数及び任命について定めることとした。(第3条関係)

4 協議会の会長について定めることとした。(第4条関係)

5 協議会の会議について定めることとした。(第5条関係)

6 協議会の庶務は、保健福祉部において処理することとした。(第6条関係)

7 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとした。(第7条関係)

8 国民健康保険保険給付費等交付金について定めることとした。(第8条関係)

9 国民健康保険事業費納付金の徴収について定めることとした。(第9条関係)

10 医療費指数反映係数に係る基準について定めることとした。(第10条関係)

11 年齢調整後医療費指数について定めることとした。(第11条関係)

12 一般納付金所得係数に係る基準について定めることとした。(第12条関係)

13 一般納付金所得等割合について定めることとした。(第13条関係)

14 一般納付金被保険者数等割合について定めることとした。(第14条関係)

15 一般納付金被保険者均等割指数に係る範囲について定めることとした。(第15条関係)

16 後期高齢者支援金等納付金所得係数に係る基準について定めることとした。(第16条関係)

17 後期高齢者支援金等納付金所得等割合について定めることとした。(第17条関係)

18 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合について定めることとした。(第18条関係)

19 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に係る範囲について定めることとした。(第19条関係)

- 20 介護納付金納付金所得係数に係る基準について定めることとした。(第20条関係)
- 21 介護納付金納付金所得等割合について定めることとした。(第21条関係)
- 22 介護納付金賦課被保険者数等割合について定めることとした。(第22条関係)
- 23 介護納付金納付金被保険者均等割指数に係る範囲について定めることとした。(第23条関係)
- 24 国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、規則で定めることとした。(第24条関係)
- 25 施行期日等
  - (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 国民健康保険事業費納付金の特例について定めることとした。(附則第2項関係)
  - (3) 国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例を廃止することとした。(附則第3項関係)
  - (4) 国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の廃止に伴い、所要の経過措置を講ずることとした。(附則第4項関係)

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 1 県営住宅に県営安渡アパート等を加えることとした。(別表関係)
- 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。(附則関係)

◎警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 岩手県水沢警察署及び岩手県江刺警察署を統合し、その警察署の名称、位置及び管轄区域を定めることとした。(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則関係)